

# 自動車事故 費用共済

重い加害事故の債務 自動車事故にもうひとつの安心

自動車事故を起こした加害者は、相手に対する道義的責任（誠意）を示すための出費が多々あります。本共済は、このような自己出費を補う共済制度です。すべての共済金は共済契約者にお支払いします。



岩手県火災共済協同組合



# まさかの自動車事故に あなたにしっかり役立つ **自動車事故費用共済**

**自動車事故費用共済**は、あなた(契約車両)が万が一の事故に遭遇した場合に、事故の当事者である契約車両を運転中のあなたと同乗者、そして相手側の運転者と同乗者の双方のケガと死亡に対する補償をします。

特に、あなたが加害者となる人身事故を起こした際に発生する経済的負担(死亡事故なら香典、供花料等の葬儀関係費用、ケガの場合ならお見舞い費用、その他様々な費用)を速やかに軽減できるよう、**自動車事故費用共済**が相手側のケガによる入院や死亡・後遺障害に応じた**共済金をすべてあなたにお支払い**し、自賠責や自動車保険では補償されない「お見舞いの費用」などあなたの相手側への「誠意」をしっかりサポートします。

※**自賠責共済(保険)及び自動車共済(保険)**に加入している車両が対象となります。

## ●自動車事故時の相手のケガと死亡の補償

① 死亡 最高 **300万円**

② 死亡一時金(初期対応費用) **30万円**

③ 後遺障害 **12~最高300万円**

④ 合計3日以上入院 **30,000円**

⑤ 入院 日額 **4,500円**  
1日目から 1人あたり

⑥ 通院 日額 **2,250円**  
1日目から 1人あたり

※①~⑥⑧~⑪は共済期間内で合計300万円を限度にお支払いします。※①~③はそれぞれ180日以内に死亡または後遺障害が生じたときにお支払いします。※①~⑥は契約車両に過失がない場合はお支払いしません。⑤⑥合計のお支払い額が3万円を超えると、④のお支払い事由に該当する場合は、合計額からその額を控除した額をお支払いします。※①③⑤⑥はそれぞれの上記の額を限度に、実際の経済的負担額をお支払いします。※⑤⑥は対象者ごとに最高365日(実入院日数)まで対象となります。

## 相手側の財物の損害に対する補償(自動付帯特約)

⑦ 対物事故共済金特約 契約者に2万円以上の負担が生じたとき **30,000円**

※契約車両に過失がない場合はお支払いしません。※共済期間内で1回のみ

## 上記の共済金はすべてご契約者であるあなたにお支払いします。

- あなたの誠意
- 事故解決のための費用
- 事故時に生じる諸雑費の補てん など

事故の状況にあわせて自動車事故費用共済の共済金を有効にご活用ください。

### 補償の対象となる運転者の範囲について

運転者	契約者の種類		
	法人	個人事業主	個人
① 共済契約者	○	○	○
② 共済契約者の同居の親族	×	○	○
③ 共済契約者が雇用している者	○	○	-
④ ①~③以外の届出運転者	任意で2名まで		

※契約者が法人の場合、①は役員等のことをいいます。

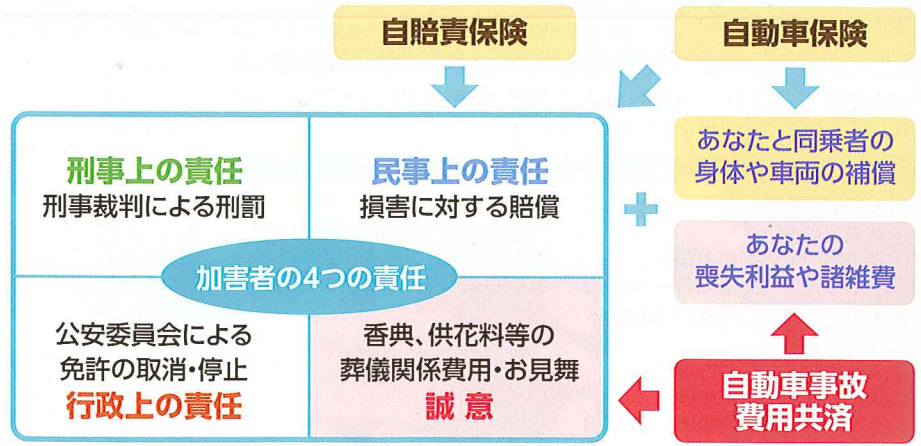
### 補償期間について

補償(共済期間)は1年間です。



**Q. 自動車事故費用共済って  
どんな共済ですか？**

**A.** 自動車事故のとき、あなた（＋同乗者）のケガと死亡の補償はもちろん、事故（特に加害事故）の際に発生するさまざまな経済的負担から、あなたをお守りする岩手県火災共済オリジナルの共済です。



**●自動車事故時の契約者(あなた)と同乗者のケガと死亡の補償**

<b>⑧ 死亡</b>	<b>300万円</b>	<b>⑨ 後遺障害</b>	<b>12~300万円</b>
<b>⑩ 入院</b> 1日目から	<b>日額 4,500円</b> 1人あたり	<b>⑪ 通院</b> 1日目から	<b>日額 2,250円</b> 1人あたり

※①～⑥⑧～⑪は共済期間内で合計300万円を限度にお支払いします。※⑨はそれぞれ180日以内に死亡または後遺障害が生じたときにお支払いします。※⑩⑪は合算して1日18,000円を限度にお支払いします。※⑩⑪は1事故最高365日まで対象になります。

**さらに契約車両のこんなときにも (任意付帯特約)**

※自分の車両に損害が生じた時、3万円以上の経済的負担があった場合に支払われます。

**車両事故共済金特約 (※共済期間内で1回のみ) 30,000円**

**車種別共済掛金**

車種	共済金額	300万円	
		年払	月払
自家用乗用自動車		10,000円	1,000円
自家用軽乗用自動車		5,500円	550円
自家用普通貨物自動車(2t超)		17,500円	1,750円
自家用普通貨物自動車(2t以下)		14,500円	1,450円
自家用小型貨物自動車		10,000円	1,000円
自家用軽貨物自動車		5,500円	550円

※自賠責共済(保険)及び自動車共済(保険)に加入している上記車両が対象となります。

**任意付帯特約**

**●車両事故共済金特約**

特約共済金額	共済掛金	
	年払	月払
3万円	2,100円	210円

**様へのおすすめ**

車名・車種等	掛金(年払・月払)	車両事故共済金特約	合計共済掛金
		掛金(年払・月払)	



## 自動車事故費用共済ご契約にあたってのご注意

### 共済期間について

共済期間は1年とし、責任の始期は、共済掛金(月払の場合は、初回共済掛金)を払い込んだ日の午後4時からです。

### 運転者の範囲は

#### 個人でご契約の場合

- ①共済契約者
- ②共済契約者の同居の親族
- ③上記以外の届出運転者(2名まで)

#### 法人でご契約の場合

- ①共済契約者(理事、取締役など)
- ②共済契約者が雇用する者
- ③上記以外の届出運転者(2名まで)

#### 個人事業所(屋号記載)契約の場合

- ①共済契約者
- ②共済契約者の同居の親族
- ③共済契約者が雇用する者
- ④上記以外の届出運転者(2名まで)

### 出資金について

岩手県火災共済は、中小企業の皆さまのための協同組合です。初めて当組合の共済にご加入いただく場合は、500円の出資金をお預かりいたします。

### お支払いできない主な場合

1. 事故の原因が、共済契約者(共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者として)または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
2. 無免許で被共済自動車運転中に事故を生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入通院共済金
3. 酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車運転中に事故が生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入通院共済金
4. 事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事変によるとき。
5. 事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。
6. 事故の原因が、核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるとき。
7. 当組合は、原因のいかんを問わず、負傷者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、共済金を支払いません。
8. 正当な理由なく、事故発生後60日以内に、事故の通知がなかったとき。

### ご契約の際のご注意

1. 告知義務  
(ご契約時に取扱組合に重要な事項を申し出いただく義務)  
共済契約者には共済契約の締結に際し、取扱組合が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」という)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合すでに発生している事故について、共済金をお支払いできないことがあります。
2. 共済契約の無効  
共済契約者が共済金を不法に取得する目的、または第三者に不法に共済

金を取得させる目的をもって共済契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。

3. 共済掛金領収前に生じた事故  
共済期間(共済のご契約期間)が始まった後でも、共済掛金を領収する前に生じた事故については、共済金をお支払いできませんのでご注意ください。
4. 他に同様の共済契約等がある場合  
他に同様の共済契約等がある場合は申し出下さい。

### ご契約後のご注意

1. 通知義務  
(ご契約後にご契約内容に変更が生じた場合、取扱代理所または取扱組合に連絡していただく義務)  
共済契約者には、共済契約の締結後に告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、ただちに取扱代理所または取扱組合にご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故によるけがについては、共済金が削減されることがあります。

### 対物事故共済金特約(自動付帯)のお支払いできない主な場合

1. 事故の原因が、共済契約者(共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者として)または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
2. 共済契約者が無免許で被共済自動車運転中に事故が生じたとき。
3. 共済契約者が、酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車運転中に事故が生じたとき。
4. 事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事変によるとき。
5. 事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。
6. 正当な理由なく、事故発生後60日以内に、事故の通知がなかったとき。

### 車両事故共済金特約(任意付帯)のお支払いできない主な場合

1. 無免許で被共済自動車運転中に事故が生じたときおよび酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車運転中に事故が生じたとき。
2. 被共済自動車に存在する欠陥、摩滅、腐食、錆その他自然の消耗
3. 故障損害(偶然な外来の事故に直接起因しない被共済自動車の電氣的または機械的損害)
4. 被共済自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
5. 付属品のうち被共済自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
6. 被共済自動車のタイヤ(チューブを含みます。)に生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
7. 法令等によって禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害

## お申し込み手続きは簡単です

1. ご加入の申込は、申込書に車のナンバー等必要事項をご記入とご押印のうえご提出下さい。
2. 掛金と出資金(一口500円)を申込書にそえてご提出下さい。

## 補償開始はお申し込みの日からです

ご加入の申込書を組合が受理し、出資金と掛金をお払込みいただいた日の午後4時から補償が開始されます。

## クーリングオフについて

クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回)は、共済期間が1年以下のものに関しては対象外になります。自動車事故費用共済は、共済期間が1年となっており、クーリングオフの対象外となりますのでご注意ください。

※このパンフレットは自動車事故費用共済の概要を説明したものです。

## ●お問い合わせ・お申し込みは

# 岩手県火災共済協同組合

〒020-0884 盛岡市神明町5番5号

TEL.019(654)2551 FAX.019(625)0116

共済契約のご加入に際して、ご提供いただく個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともにその安全管理に努めます。詳しくは「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

お取り扱い代理所

岩手県久慈市十八日町一丁目45番地

久慈商工会議所





# ＝ 重要事項説明書 ＝

## ～自動車事故費用共済のご契約にあたって～

□この説明書は、ご契約に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたいものをまとめたものであり、ご契約前に必ずお読みいただいた上でお申し込みいただきますようお願い申し上げます。また、本説明書では契約の概要および注意喚起情報をご説明しておりますので、詳しくは約款等も併せてお読みいただき、ご不明の点がございましたら、当組合または取扱代理所までお問い合わせください。

□ご契約者以外に自動車事故費用共済をご利用いただく方（被共済者）にもここに記載されている事項をお伝えください。

### ◎契約概要のご説明

#### 1. ご契約内容について

##### (1) 補償内容

次に掲げる①から④までのいずれかの運転者が共済期間中に日本国内において、被共済自動車を運転中の場合に限り、発生した事故によって自己または他人が傷害を被ったことにより、緊急または臨時に生じる共済契約者の経済的負担を補償します。

- ① 共済契約者（共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。）
- ② 共済契約者の同居の親族（共済契約者が法人である場合を除きます。）
- ③ 共済契約者が雇用している者
- ④ ①から③に掲げる者以外で、共済契約者が届け出している者（1申込書について2名以内）

##### (2) セットできる特約（車両事故共済金特約は別に定める追加共済掛金が必要です。）

- ① 対物事故共済金特約（自動付帯特約）（1事故につき）  
他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額が2万円以上となったとき、1共済期間内に1回お支払いします。
- ② 車両事故共済金特約（任意付帯特約）（1事故につき）  
盗難・自然災害（地震・噴火・津波を除く）などにより3万円以上の損害が生じたとき、1共済期間内に1回お支払いします。  
※詳しくは普通共済約款・特約条項等をご参照ください。

##### (3) 共済期間

この共済の共済期間は1年間です。

##### (4) 共済掛金の払込方法

共済掛金は、ご契約と同時に払い込まなければなりません。ただし分割払いをすることができます。

分割払いの場合、払込期限は共済期間開始の日の応当日の属する月の末日とし、期限までに払込みのないときは、共済契約は失効となります。ただし、共済掛金の払込を完了する前に、死亡事故共済金の全額を支払う場合に、1年分の共済掛金に未納分があるときは、これを徴収します。

##### (5) 共済掛金の払い戻し

次の①または②の場合、未經過期間に対し月割りをもって計算した共済掛金を払い戻します。

- ① 当組合が共済契約を解除した場合。
- ② 共済契約者が共済契約を解除した場合。

次の①から③の場合、既に受け取った共済掛金は払い戻しません。

- ① 共済契約が無効となる場合。
- ② 共済契約が失効となる場合。
- ③ 当組合が共済契約を取り消した場合。

### ◎注意喚起情報のご説明

#### 1. クーリングオフ（契約申込の撤回等）制度

当組合の自動車事故費用共済は、共済期間が1年を超えるご契約はできませんので、クーリングオフ制度の対象ではありませんのでご注意ください。

#### 2. 告知義務・通知義務等

##### (1) ご契約に際しての注意事項

共済契約者はご契約に際し、当組合が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。

また、その場合、既に発生している損害については共済金をお支払いできないことがあります。

##### (2) ご契約金額ならびに共済掛金のご確認

ご契約金額は、1台あたり300万円が限度となっております。

また、共済掛金については、車種ごとに決まっておりますのでお手持ちの車検証をご確認のうえ、お申し込み下さい。

なお、車種によってはご契約をお引き受けできない場合もありますのでご注意ください。

##### (3) ご契約後の留意事項

共済契約者はご契約後に次のような変更が生じた場合には、遅滞無くご通知いただく義務（通知義務）があります。ご通知が無い場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、変更後に生じた損害については共済金をお支払いできない場合があります。

- ① 共済契約者を変更するとき
- ② 届出運転者を変更するとき
- ③ 車種・用途を変更するとき
- ④ ②から③以外で、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生するとき

##### (4) 損害発生のご連絡（事故の通知）

事故が発生した場合には、ただちに組合または取扱代理所にご連絡ください。正当な理由がなく事故発生の実事をご連絡いただかなかったときは、共済金を減額してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

##### (5) 損害の防止

共済契約者または運転者は、事故が生じたときは、損害の防止または軽減に努めてください。

#### 3. 共済責任の始期および終期（開始時期）

- (1) 共済責任の始期は、共済掛金を払い込んだ日の午後4時(注)とします。
- (2) 共済掛金は、分割払の場合を除いて、ご契約と同時に払い込みください。
- (3) 共済期間が始まった後でも、共済掛金を領収する前に生じた事故による共済契約者の損害に対しては、共済金をお支払いできません。  
(注) 共済契約証書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

#### 4. 共済金をお支払いできない主な場合

この共済では、次に掲げる損害に対しては共済金をお支払いできません。なお、免責事由の詳細は普通共済約款の「共済金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

- (1) 共済契約者、運転者、傷害を被った者または共済金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失。
- (2) 運転者が無免許で被共済自動車を運転している場合、酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合、または麻薬、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない恐れがある状態で被共済自動車を運転している場合に生じた共済契約者側の傷害。
- (3) 運転者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた事故。
- (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。
- (6) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。

前記以外にも共済金をお支払いできない場合や、契約を解除させていただく場合がありますので、詳しくは「約款」をご確認ください。



5. 共済契約の無効・取消し・失効

- (1) 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。この場合、共済掛金は返還しません。
- (2) 共済契約者または共済金を受け取るべき者の詐欺または脅迫によって共済契約が締結された場合は、ご契約の取消しをさせていただきます。この場合は、共済掛金は返還しません。
- (3) 1事故または共済期間を通じて、共済金の支払総額が死亡事故共済金額になった場合は、ご契約は失効となります。この場合、共済掛金は返還しません。

6. 重大事由による共済契約の解除

- ご契約後に、次の①から③までのいずれかに該当する事由がある場合、ご契約を解除することがあります。
- ① 共済契約者、運転者、傷害を被った者、または共済金を受け取るべき者が、当組合に共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
  - ② 共済契約者、運転者、傷害を被った者、または共済金を受け取るべき者が、共済金の請求に関し、詐欺があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
  - ③ 上記①および②のほか、共済契約者、運転者、傷害を被った者、または共済金を受け取るべき者が、共済契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

7. 解約と解約返戻金

ご契約を解約（解除）される場合には、取扱代理所または当組合にご連絡ください。解約（解除）の条件によっては、当組合の定めるところにより共済掛金を返還させていただきますことがあります。詳しくはお問い合わせください。

8. 個人情報の取扱いに関する事項

当組合は、共済契約申込書の項目にご記入いただく氏名・住所・電話番号・共済の対象などお預かりする個人情報を適切に取り扱い、下記のとおり安全管理に努めますので、趣旨をご理解のうえ、あらかじめご了承くださいませようお願ひ申し上げます。

(1) 個人情報の利用目的について

- 当組合は、共済契約者または被共済者から提供された情報について、共済制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。
- ① 共済契約の引受け、管理、履行、共済金の支払および付帯サービスの提供。
  - ② 共済事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。）。
  - ③ 当組合、全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会のほか、当組合の提携先企業・団体等の共済商品・金融商品・各種サービスの案内・提供。

(2) 個人情報の第三者提供について

- 当組合は、ご契約者から提供された情報について、共済制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合においても第三者に提供させていただきます。
- ① 上記（1）に定める利用目的の範囲内において、全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合のほか、当組合の提携先企業・団体等との共同利用する場合。
  - ② 共済契約の適正な引受け、共済金の適正な支払および不適切な共済金の請求等を防止するため、共済団体・保険会社等の間において、共済契約、共済事故、共済金請求または共済金支払等に関する情報を交換する場合。
  - ③ 共済金の適正かつ迅速な支払を行うために必要な範囲内の情報を、医療機関・調査会社、共済団体・保険会社・当事者等の関係先に提供する場合。

- ④ 再共済契約の締結または再共済金の受領等のため、再共済取引先に対して再共済契約上必要な情報を提供する場合。詳しくは取扱代理所もしくは岩手県火災共済協同組合までお問い合わせください。なお、ご契約者が上記の内容にご同意いただけない場合には自動車事故費用共済をお引き受けすることができませんので、ご了解ください。

9. 組合員資格のご確認

ご加入に当たり、ご契約者の組合員資格について確認させていただきます。なお、新たに組合員となる場合は出資金が必要となります。また、組合員以外のご契約はお取扱いできない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

10. 共済契約証書および共済掛金領収証の保存

共済契約証書および共済掛金領収証は大切に保存してください。

11. 共済金の削減、共済掛金の追徴

当組合は、異常災害等その他の事由により損失金を補てんするため、共済金を削減、または共済掛金を追徴することがあります。

12. 共済金請求のお手続きについて

- (1) 事故のご連絡をいただいた場合には、当組合または取扱代理所より、共済金請求手続き（共済金請求に際してご提出いただく書類）に関してご案内いたします。具体的な必要書類につきましては、事故発生時にご案内いたします。
- (2) 共済金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。なお、時効の日数については、共済金請求権の発生時期の翌日から起算します。

13. 共済に関するご相談・苦情の窓口

当組合では、ご利用の皆様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の窓口において、ご相談及び苦情を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

岩手県火災共済協同組合	TEL019-654-2551
受付時間 9:00~17:00 まで（土・日・祝日、年末年始除）	

※お問い合わせの共済契約内容（共済の種類・契約年月日など）をお確かめのうえ、お電話下さい。  
 ※プライバシー保護のため、お問い合わせ・お申し出は契約者ご本人様よりお願いいたします。  
 ※電話が混み合うなど、つながりにくい場合がございますことをご了承ください。



日火連でも、ご相談および苦情を受け付けておりますので、下記までご連絡ください。

全日本火災共済協同組合連合会（日火連）
中小企業共済相談受付センター
0120-511077
受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00（土・日・祝日、年末年始除）

※お問い合わせの共済契約内容（共済の種類・契約年月日など）をお確かめのうえ、お電話下さい。  
 ※プライバシー保護のため、お問い合わせ・お申し出は契約者ご本人様よりお願いいたします。  
 ※電話が混み合うなど、つながりにくい場合がございますことをご了承ください。



苦情などのお申し出につきましては、当組合と日火連それぞれ連携を図りながら対応いたしますが、解決がつかない場合には、下記の一般社団法人日本共済協会共済相談所へご相談いただくこともできます。  
 一般社団法人日本共済協会では、審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により、解決支援業務を行います。

一般社団法人 日本共済会 共済相談所
03-5368-5757
受付時間 9:00~17:00（土・日・祝日、年末年始除）

ご契約に際しては、上記の重要事項説明書および自動車事故費用普通共済約款ならびに特約条項を十分にご確認・ご了解のうえ、共済契約申込書をご提出ください。

なお、共済契約申込書にいただく契約申込印はこの重要事項説明書を受領・同意された印も兼ねておりますので、ごご了承ください。

岩手県火災共済協同組合	〒020-0884	岩手県盛岡市神明町5番5号	TEL019(654)2551 FAX019(625)0116
[取扱代理所]			
岩手県久慈市十八日町一丁目45番地			
久慈商工会議所			